

志免町農業委員会議事録

1	開催日時	令和 6 年 5 月 10 日（金）13 時 30 分から
2	開催場所	志免町役場 第 3 会議室
3	出席委員（11 名）	1 番：鬼塚大輔 2 番：野中光春 3 番：世利秀剛 4 番：世利壽 5 番：藤利之 8 番：稲永雅俊 9 番：内山美紀 11 番：山内昭広 12 番：野中祥秋 13 番：原信彦 14 番：南里雅章
4	欠席委員（2 名）	6 番：内山 久枝 7 番：吉原 正治
5	議事録署名委員	2 番：野中 光春 8 番：稲永 雅俊
6	内容	報告第 5 号 農地法第 4 条の規定による届出について 報告第 6 号 志免町農業委員会委員の辞職について 第 5 号議案 令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について
7	会議の概要	
事務局		ただ今から、令和 6 年 5 月の定例志免町農業委員会を開会いたします。ご起立ください。礼。よろしく申し上げます。ご着席ください。 本日は 6 番内山久枝委員 7 番吉原委員が欠席となっておりますので、11 名出席となっております。 それでは志免町農業委員会会議規則により議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行につきましては会長お願いいたします。
会長		それでは会議規則に基づき議事録署名委員の指名を行います。 2 番：野中光春委員 8 番：稲永雅俊委員にお願いいたします。次に報告の追認、報告第 5 号について事務局より説明お願いいたします。
事務局		報告第 5 号 農地法第 4 条の規定による届出について説明いたします。 ～報告第 5 号について説明～ 以上で説明を終わります。会長お願いします。

会長	この案件につきまして意見質問がある委員は挙手をもってお願いします。
	～全員なし～
会長	無いようでしたら報告第 5 号は追認されました。では報告第 6 号を事務局より説明してもらいます。
事務局	はい。報告第 6 号 志免町農業委員会委員の辞職について説明させていただきます。 ～報告第 6 号について説明～ 以上で説明を終わります。会長お願いします。
会長	この案件につきまして意見質問がある委員は挙手をもってお願いします。
藤委員	別府農区の藤ですけど、別府農区中 1 名となりましたが、今後ですね、まだ任期が 2 年あると思いますけど、その間を私一人で出来るのか、それとももう一人置いてくれというのか委員さんの中でどう思っただけられるかを聞きたいなど。
会長	事務局説明できますか。
事務局	はい。事務局としてなので、委員さんとは異なるかもしれませんが、スタートした時から不都合があったかといえば、そうではなかったと。あるとしたら、農地転用時に水利委員と地元農業委員で署名を行うと思いますが、そこで責任が生じると思われると思いますが、実際審議を行うときはまず、事務局で確認し、農業委員会に掛けますし、許可になると県でも審査を行います。その人一人が責任を負うということは無いと思います。農業委員会としていい悪いを判断するので、一人であっても特段困ることは無いのかなと思います。
藤委員	聞きましたら前例の無いことだということで。以前例があればですね。
事務局	辞めるということでは前例はありまして、一番近い例で言いますと、町長も過去農業委員でしたが、同じタイミングの 3 月 4 月で選挙に出るとなりまして、その時辞められてます。
藤委員	その時は一人体制で。
事務局	はい。その後、一人体制でしていただいています。
会長	全て藤さんに責任が来るといったことは無いですね。ここで、ちゃんと話し合っ、追認したとか許可したとなりますので、あなた個人には無いと思います。それから県の方も審議したりしますから、責任は来ないと思います。そのための委員会ですから。
藤委員	一人体制でも良いですし、もう一人というのも可能ですと。
南里委員	感じてる感覚としては事務局の方に届出制度の分については関

	係なくそのままですけど、許可については様式的に揃っていなければはねてる訳でしょ、そこが満たされた状態で農業委員さんがその田んぼの隣の人たちとか近隣の人たちの状況とかを知ってるでしょうから、その辺の人たちとの調整でここ問題ない。っていうことの追加だけやるのが農業委員の役割なんだろうなと。ということは責任うんぬんというよりも、ある程度分かん所あったら農区の方に放り投げてから、話のまとまり所が綺麗にとれとけばそれでいいっていうパターンまでは事務局がやってくれてるのだろうなと。だから一人でも行けなくもないと。
会長	それでも相当荷が重たいっていうのであれば、一人立ててもらっても結構ですよ。確かに今から二年間ずっと来ると思いますけど、
藤委員	そしたら一人体制っていうのは、返事はどのような感じで。
事務局	現状ですね、一人のままなので、二人にしたいときに声を上げていただければ。
山内委員	農業委員会法に補充のあれはなかったかいな。
事務局	補充はいつまでにしなければならぬ、というのは無いです。
会長	何かあれば事務局の方にね。
藤委員	また、農区の方と色々相談しながら報告はさせていただきます。
南里委員	たればの縁起でもない話なんですけど、一人の時にもし、倒れられた場合に、農業委員会に掛けたい案件が来た場合はどういった対応になりますか。
事務局	そうですね。2人だから安心って訳でもないですから、状況によると思いますが、誰か違う方に話をさせていただくって形になるかなと思います。
会長	代表の農区長辺りが出てくるって事になるでしょうね。そしてこの方が兼務するっていう可能性がね。普通の人じゃ分かりませんから。
原委員	ほとんどは農区の推薦やない。大体がね。やっぱ地元の農区と話し合っ、補充した方が農区の方が良いって言うんであれば補充した方が良いですよ。
会長	他に質問は良いですか。
	～全員なし～
会長	無いようでしたら報告第6号は追認されました。では第5号議案を事務局より説明してもらいます。
事務局	はい。では第5議案についてです。 ～第5号議案について説明～ 以上で説明を終わります。会長よろしくお願いします。
会長	何か意見質問等ありませんか。

	～全員なし～
会長	無いようでしたら、採決に移りたいと思いますが、第 5 号議案について賛成の方は挙手をお願いします。
	～全員賛成～
会長	全員賛成により第 5 号議案は原案の通り決定となりました。その他何かありませんでしょうか。
事務局	先程の第 4 号議案のところで、南里委員から質問があったところですが、農業委員になるには議会に掛ける必要がありますので、代理を立てて委員会に参加することはできないので、ゼロになったらそういった形で、手続きを行わなければならないので、その点を修正させてもらいます。
原委員	署名を代理することはできるとかいな。
事務局	署名については把握できていないので、タイミングによっては
会長	昔は選挙しよったっちゃないとかいな。
事務局	昔は選挙制でした。
会長	やっぱ途中で辞められたときは補充する時は選挙しよったんですか。
世利秀剛委員	まだ選挙制はもうないと。
事務局	今は議会の任命制です。
原委員	例えば会長が代理で行うとかはできる訳ですか。
事務局	そこに関しては調べて次の委員会の時に報告いたします。署名をどうするかとかですね。
世利秀剛委員	議会が承認無いと任命出来んけん、議会が 3 月 6 月 9 月しかないけん、臨時議会を開かん限りは、それまで重要な案件が出た場合は、待ってもらおかせないかんけん。
会長	起こりうる可能性がありますもんね。その案件については事務局の方で調べるということによろしいですね。
事務局	次の農業委員会時に報告いたします。
副会長	それでは今月の定例議会を終わりたいと思います。お疲れ様でした。

会 長 _____

議事録署名委員 _____ 番

議事録署名委員 _____ 番